

# 「孤独・孤立対策推進法」の施行に向けて

令和5年10月10日

内閣官房 孤独・孤立対策担当室

# 孤独・孤立対策推進法の施行通知に盛り込む主な事項 (地方版孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム関係)

## 概要

- 参画する関係者が対等に相互につながる「水平的連携」を目指すもの。
- 「予防」の観点<sup>1</sup>が重要であり、その取組としては、孤独・孤立の当事者や家族等が支援を求める声をあげやすく、周りの方が当事者への気づきや対処をできるための環境整備、日常の様々な分野において緩やかな「つながり」を築けるような多様な各種の「居場所」づくりを行うもの。

【具体的な取組(例)】孤独・孤立の実態把握や取組方針の策定／関係者間の活動についての情報共有、相互啓発活動／関係者で連携した当事者等への支援(具体の支援内容に関する協議は、孤独・孤立対策地域協議会で実施)や社会資源の開発／住民への情報発信、普及啓発活動／人材確保・育成のための研修

- 官・民それぞれの取組の裾野を広げるとともに、連携に参画する民の主体の多元化を図ることが重要。

## 孤独・孤立対策地域協議会との関係

- 孤独・孤立対策地域協議会：支援関係者が、個々の当事者等への具体の支援内容の協議をする会議体。
- 地方版孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム：広く地域の関係者が、住民や関係団体への普及啓発・地域における各種の「居場所」づくり・関係者間のネットワークづくりなどを行うための会議体。

## 他の会議体の活用

- 地方版官民連携プラットフォームを新設するほか、各政策の地域における課題の共有、普及啓発、人材確保・育成を目指す研修、関係者間のネットワークづくり等を実施することを目的とした既存の会議体に機能を追加し、活用することで地方版官民連携プラットフォームを立ち上げる方法や、既存の会議体を地方版官民連携プラットフォームに組み込んで、分科会という形で開催することも考えられる。

【既存の会議体の例】障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく(自立支援)協議会／社会福祉法に基づく支援会議／生活困窮者自立支援法に基づく支援会議／子ども・若者支援推進法に基づく子ども・若者育成支援地域協議会／児童福祉法に基づく要保護児童対策地域協議会／介護保険法に基づく地域ケア会議／住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律に基づく居住支援協議会／地域自殺対策プラットフォーム／ひきこもり支援プラットフォーム／就職氷河期世代活躍支援プラットフォーム／第二期成年後見制度利用促進基本計画に基づく協議会／被災者支援・復興支援の対策会議

- 既存の会議体への活用の際には、これまで当該会議体への参画を求めていたにも関わらず得られなかった団体も孤独・孤立対策の観点から参画することで、既存の会議体における主体の多様性が実現できる可能性<sup>1</sup>があることにも留意。

# 孤独・孤立対策推進法の施行通知に盛り込む主な事項 (孤独・孤立対策地域協議会関係)

## 特徴

- 地方版孤独・孤立対策官民連携プラットフォームに参画する関係機関等のうち、特に個々の当事者等への支援に関係する各種団体等（地方自治体の中で当事者等へ専門性の高い支援を行う関係部署、社会福祉協議会、社会福祉法人、当事者等を支援するNPOなど）で構成。
- 地域における当事者等への支援に携わる様々な関係者のネットワークの下、構成機関等が、共通の情報及び認識の下で、当事者等への個々の支援を円滑に行えるようにするもの。

## 他の会議体の活用

- 協議会を新設するほか、既存の会議体に機能を追加することや、これらの会議と時間を切り分ける等した上で、協議会として活用することも可能。

【既存の会議体の例】社会福祉法に基づく支援会議／生活困窮者自立支援法に基づく支援会議／介護保険法に基づく地域ケア会議／子ども・若者育成支援推進法に基づく子ども・若者支援地域協議会／児童福祉法に基づく要保護児童対策地域協議会／障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく（自立支援）協議会／消費者安全法に基づく消費者安全確保地域協議会

- 特に、重層的支援体制整備事業の支援会議が設置されている場合は当該会議体の活用や、今後設置することを検討している場合にはセットで立ち上げることも有力な選択肢。

## 個人情報の取扱い・秘密保持義務

- 当事者の個人情報（個人データ）については、本人の同意を得た上で構成機関等の中で共有することが原則。
- 一方、例えば、当事者がセルフネグレクトの状態であるなど、本人が支援の必要性についての自覚がなく個人情報の提供に同意しないケースも想定されるため、例外的に本人の同意なく個人情報を第三者に提供できる場合に当たる具体のケース例を示す。（関係省庁と調整中）
- なお、構成機関等の中で円滑な情報の共有ができるよう、協議会の事務に従事する者又は従事していた者に対する秘密保持義務を法律に設けている（罰則付き）。

- 地方公共団体における孤独・孤立対策の推進に当たっては、孤独・孤立対策推進法に基づき、協議の促進の場としての地方版孤独・孤立対策官民連携プラットフォームの構築するよう努めるとともに、当事者等への具体の支援内容について協議する孤独・孤立対策地域協議会を置くよう努めることとされている。
- その際、地方公共団体の内部においても、部局を横断する庁内連携体制の構築が必要。

## ① 地方版孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム

- ・関係者間で顔の見える関係を構築し、対等に相互につながる「水平的」な連携・協働を促進する。
- ・孤独・孤立の実態把握、取組方針の策定、情報共有、相互啓発活動、当事者等への支援（具体の支援内容の協議は孤独・孤立対策地域協議会で実施）、社会資源の開発、住民への情報発信、普及啓発活動、人材確保・育成のための研修等に取り組む。



### 地方公共団体 (行政機関の各部署)

#### 首長

- ・企画部門
- ・総務部門
- ・経済振興関係
- ・子ども関係
- ・教育関係
- ・福祉全般関係
- ・環境関係
- ・まちづくり関係
- ・土木関係
- ・防災関係

等

部局を横断する  
庁内連携体制の構築

### 当事者等支援を行う 民間団体

- ・保健・医療・福祉等の専門機関
- ・社会福祉法人
- ・社会福祉協議会
- ・NPO 等

### 地域住民、地域団体

- ・町内会
- ・民生委員・児童委員
- ・保護司
- ・ボランティア 等

### 民間企業

- ・地域の企業
- ・商店街
- ・商工会 等

### その他関係団体

- ・様々な分野の市民活動団体（スポーツクラブ、文化芸術サークル、環境保全NPO 等）
- ・生協、農協、漁協 等

## ② 孤独・孤立対策地域協議会

当事者等支援を行う関係者で構成し、情報の交換を行うとともに、当事者等への具体の支援内容について協議する。



※事務に従事する者・従事していた者に秘密保持義務（罰則付き）あり